

住宅性能証明書(既存)【一戸建て住宅 3階建てまで】 (消費税 8%)

()内は消費税を含む料金です。

省エネルギー性		断熱等性能等級4			
審査、検査の条件	上記性能が確認できる評価書等			図書変更確認 (1回毎)	現場再検査 (1回毎)
	有(※1)	無し(※2)			
既存住宅の取得	¥45,000 (¥48,600)	¥60,000 (¥64,800)	¥15,000 (¥16,200)	¥20,000 (¥21,600)	
検査の時期等	①現況検査 ・申請書と現状建物の整合性及び変更等の有無の確認 ・目視又は計測により劣化事象が認められないことの確認				
備考					

省エネルギー性		一次エネルギー消費量等級4以上			
審査、検査の条件	上記性能が確認できる評価書等			図書変更確認 (1回毎)	現場再検査 (1回毎)
	有(※1)	無し(※2)			
既存住宅の取得	¥55,000 (¥59,400)	¥80,000 (¥86,400)	¥15,000 (¥16,200)	¥20,000 (¥21,600)	
検査の時期等	①現況検査 ・申請書と現状建物の整合性及び変更等の有無の確認 ・目視又は計測により劣化事象が認められないことの確認 ・設計一次エネルギーの各種設備が作動するものであることの確認				
備考					

耐震性		耐震等級2以上又は免震建築物			
審査、検査の条件	上記性能が確認できる評価書等			図書変更確認 (1回毎)	現場再検査 (1回毎)
	有(※1)	無し			
		型式認証住宅 (※3)	他社評価書等 (※4※6)		
既存住宅の取得	¥50,000 (¥54,000)	¥65,000 (¥70,200)	¥120,000 (¥129,600)	¥15,000 (¥16,200)	¥20,000 (¥21,600)
検査の時期等	①現況検査 ・申請書と現状建物の整合性及び変更等の有無の確認				
備考					

バリアフリー性		高齢者等配慮対策等級3以上(専用部分)			
審査、検査の条件	上記性能が確認できる評価書等			図書変更確認 (1回毎)	現場再検査 (1回毎)
	有(※1)	無し(※5※6)			
既存住宅の取得	¥45,000 (¥48,600)	¥60,000 (¥64,800)	¥15,000 (¥16,200)	¥20,000 (¥21,600)	
検査の時期等	①現況検査 ・申請書と現状建物の整合性及び変更等の有無の確認 ・目視又は計測により劣化事象が認められないことの確認				
備考					

次ページ:注意事項等

※1:評価書等とは、当社が交付した建設住宅性能評価書(既存住宅)の場合は交付の日から概ね3年以内、その他の当社が交付した評価書等の場合は交付の日から5年未満のものを言い、当該評価書の等級の確認をする事により図面審査を省略できる。当社以外の交付の場合は、図面審査を省略せず、当該住宅が基準で定められている性能に適合していることを設計図等により確認する。(料金表では「評価書等無し」を選択する)

表1

評価書等(各性能基準に適合していること)	性能基準
1)建設住宅性能評価書(新築)+添付図書等	各性能に適合していること
2)建設住宅性能評価書(既存住宅)+添付図書等	各性能に適合していること
3)新築時の住宅金融支援機構によるフラット35S適合証明書+添付図書等	各性能に適合していること
4)認定長期優良住宅建築証明書+長期優良住宅認定通知書+長期優良住宅認定申請書+添付図書等	耐震性 断熱等性能等級4
5)認定低炭素住宅建築証明書+低炭素建築物認定通知書+低炭素建築物認定申請書+添付図書等(+「断熱等性能等級4」の場合はフラット35S適合証明書を添付)	一次エネルギー消費量等級5 断熱等性能等級4

・表1の評価書等及びその添付図書の写しを添付してください。(申請者等は原本を提示の上、プラン21は原本照合を行います)
 ・建築基準法並びに各関係法令等の違反及び性能に影響のある改造や増改築等がない既存住宅を対象とします。

※2:原則として、施工時の製品の納品書等(納品書、出荷報告書等)及び工事施工時の写真を提出する。但し、平成28年基準による省エネ性に対応していることが、メーカーの規格住宅等で、プラン21において性能基準が確認できる場合は、納品書等を省略する事ができる。又、他社の評価書等(メーカーの規格住宅等以外は、表1において建設住宅性能評価書に限る)により性能を確認する場合は、納品書等及び工事写真は省略できる。

※3:型式住宅部分等製造者認証により規格化されている住宅で、耐震性(耐震等級2以上又は免震建築物)の基準に適合していることを、評価書等(表1)及び提出図書により審査します。(原則、※1の評価書等の活用期限に準じます) 審査方法は、評価方法基準(既存住宅・個別性能)の実施方法に準じます。

※4:耐震性(耐震等級2以上又は免震建築物)の基準に適合していることを、「※1」及び「※3」以外の評価書等(表1)及び提出図書により審査します。審査方法は、評価方法基準(既存住宅・個別性能)の実施方法に準じます。(但し、H18国交告184号「耐震改修促進法告示の別添に準じた方法」による既存住宅を除く)

※5:バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級(専用部分)等級3~5)の基準に、適合していることを提出図書により確認できる住宅
 ※6:他社の評価書等(建設住宅性能評価書に限る)を活用し性能を確認する場合で、評価書等の活用期限は、新築で交付の日から5年未満とし、既存で交付の日から概ね3年以内とする。

■証明書の再発行料金 ¥5,500 (¥5,940) /1通あたり

■検査時期に表示されている検査以外に、検査の追加が必要な場合、又は、再検査をしなければならない場合は別途検査料金を加算いたします。

■原則、新築時の建築基準法に基づく確認申請書と確認済証の写し及びその添付図書等(原本照合)の写しを添付する。(申請者等は原本を提示の上、プラン21は原本照合を行います)但し、評価書等を活用する場合は、評価書等に代えることができる。

■申請する既存住宅は、建築基準法並びに各関係法令等の違反及び性能に影響のある改造や増改築等がない既存住宅を対象とします。

註1:上記料金に別途、出張料金を加算しますのでご注意ください。遠方出張料は「検査出張料金(建設住宅性能評価・住宅性能証明)」表により加算いたします。建築基準法と同時検査の場合の遠方出張料については建築基準法検査料金に含まれます。

註2:「断熱材の設置状況」及び「隠蔽部の劣化事象等の確認」並びに「その他の隠蔽部分」の目視、計測、工事資料等にて検査をするが、必要に応じて天井点検口、床下点検口等から確認し、省エネ性の場合はそれらに加えてコンセントボックス等の取り外しにより確認することができる。又、どうしても確認できる点検口等がない部分は、一部を破壊し確認する事ができる。尚、取り外し、又は、一部の破壊及び復旧の作業等を行う場合は、申請者等が責任をもって行い、その費用についても申請者等が負担する。

註3:断熱材の設置状況の確認は、天井又は屋根断熱部と外壁断熱及び床断熱(基礎断熱の場合は基礎断熱とする)について、それぞれ1ヶ所以上の確認をする。

註4:手数料は申請受付時点までのご請求となり、現場検査の実施がなく取り下げされた場合は、検査1回当たり10,000円(税別)を返金いたします。なお銀行振り込みによる返金では、お振込み手数料は申請者(代理者)様のご負担となります。(但し、基本料金のお支払が終了している場合は領収書の原本の返還が必要です。無い場合はご返還できません)又、検査が開始以降で「取り下げ等」をした場合は全額のお支払となります。

註5:併用住宅(一住戸)は、一戸建て住宅の料金と致します。

註6:本料金は階数(地下を含む)が、3階までとし、3階を超える住宅は別途料金をお見積りいたします。

註7:消費税率が変わる場合は、表示されている消費税込みの料金は、新しい消費税を加算した料金に読み替えてください。

註8:耐震性以外で型式住宅部分等製造者認証を活用する場合は、お見積りいたします。